

仙台市特別支援教育推進プラン第4回検討委員会

議 事 録

令和4年9月6日

署名

署名委員 小岩 孝子

仙台市特別支援教育推進プラン第4回検討委員会 議事録

1 日 時 令和4年9月6日(火)午後3時00分～午後4時45分

2 会 場 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第2会議室

3 出席者

(1) 委員(9名)

伊藤清市委員、植木田委員長、癸生川義浩委員、小岩孝子委員、牛来拓二委員、高橋昌子委員、和史朗委員、門田優子委員、渡部智之副委員長(計9名)

(2) 事務局(7名)

教育局学校教育部長 松川真也

教育局学校教育部

特別支援教育課長 秋山一郎

主幹 三浦潤子

主任指導主事 堀越秀範、先崎智(進行)

指導主事 齋藤義治、庄子梨枝

専門員 佐藤 貢

4 欠席者

なし

5 傍聴者・報道機関

なし

6 要約筆記者(2名)

7 次 第

(1) 開会

(2) 教育委員会挨拶

(3) 議事

仙台市特別支援教育推進プラン2023(中間案)について

(4) 閉会

8 会議資料

資料1 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会 委員名簿

資料2 仙台市特別支援教育推進プラン2023(中間案)

1 開会（進行）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第4回 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会」を開催いたします。

開会にあたりまして、松川学校教育部長からご挨拶を申し上げます。

2 教育委員会挨拶（松川真也学校教育部長）

学校教育部長の 松川 でございます。

早いもので4回目の開催となりました。本プランについては、初稿からだいぶブラッシュアップされていく様子が見て取れます。私は行政職ということで、こういった計画を何度か作成してまいりましたが、比較的きれいに整理されてきていると感じています。ひとえに、皆様の議論が優れているのだと思います。

学校現場では、夏休みが終わり、子どもたちが元気に登校していることと思います。学校とえば、夏の甲子園大会で仙台育英高校が初優勝を果たし、優勝旗がついに白河の関を越えました。育英高校を率いた須江監督ですが、指導に関しても優れた感性をお持ちだと感じました。生徒が、現在どのような立場に立たされているのかを掴んだ上で目標設定をし、的確なアドバイスを行い、組織の力となるよう導いてきたのだと思いました。全国優勝をするというのは非常に難しいですし、高校生ですから、3年間という限られた時間の中で努力していくこともまた難しいところかと思えます。生徒、教師、保護者の協力があって勝ち取ったものだと思います。仙台市民として一緒に応援できたことは嬉しい限りです。

コロナの影響もまだまだ続いており、学校も感染対策には十分気を遣いながら教育を行っているところですが、学校、保護者、地域の皆様のお力があることで学校生活が成り立っていると考えておりますので、引き続き、ご協力を賜りたいと存じます。

今回のプランの検討を踏まえて、今後、議会等でも説明をする機会が出てくるかと思えます。徐々に、最終の形が見えてきているところでございますので、今後とも皆様のご協力を頂戴したいと思っております。

本日もどうぞ、よろしく願いいたします。

進行：ここで、植木田委員長からも、一言ご挨拶いただければと思います。

〔植木田委員長挨拶〕

皆様、こんにちは。第1回目から第3回目まで欠席をいたしまして、大変ご迷惑をおかけしました。今回、お話しするところは、いわゆるシステムの部分になり、個々の顔は見えにくいところもございますが、最終的には、人と人との支え合いというところ、その熱意が伝わるようなプランになっていければと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

〔松川学校教育部長が退席〕

3 議事（議長：渡部智之副委員長）

(1) 議事録署名委員の指名

それでは、僭越ながら議長を務めさせていただきます。植木田委員長がお隣におりますので、大変心強く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、今回も議事録署名委員について確認したいと思います。前は、癸生川委員にお願いいたしましたので、今回は名簿順で、小岩委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔小岩委員、承諾〕

それでは議事に入ります。

前回の検討委員会では、次期プランの第5章「各施策と具体的取組」の部分を中心に、ご意見を頂戴し、共通理解を図りました。その中で、各委員からはたくさんの貴重なご意見をいただきました。今回は、それらの意見を踏まえながら事務局が作成した、「仙台市特別支援教育推進プラン2023（中間案）」の全体について協議していきたいと考えております。

それでは、まず事務局から、中間案の説明をお願いします。

(2) 時期プランの施策の体系について（事務局）

よろしくお願いいたします。今回は、お手元の資料2をもとに、「仙台市特別支援教育推進プラン2023（中間案）」をご説明いたします。

まず、全体の構成を確認いたします。中間案は、表紙と裏表紙を含めると、合計36ページ分の分量となっております。資料の34ページは現在空白となっておりますが、今後、表紙と裏表紙には、児童生徒の絵画等の作品を掲載したいと考えておまして、その作品提供者の氏名等を、この部分に掲載したいと考えております。

1ページ「目次」をご覧ください。前回お示しした中間案（素案）と同様、基本的な構成は、第1章から第6章までの本編と、資料編で構成しております。素案からの構成上の主な変更点は3点ございます。

- ①第1章の前に、「仙台市特別支援教育推進プラン2023の全体像」の項目がございますが、これは、もともと第4章「基本方針」に含まれていたものです。この項目を冒頭に配置いたしました。
 - ②第2章 1「国の動向」につきましては、「現行プラン2018」策定以降の内容に絞って記載いたしました。
 - ③第6章 1に記載してある「持続可能な開発目標（SDGs）との関連」は、もともと第4章にあったものですが、今回、こちらに移動しております。
- これらが、全体的な構成上の主な変更点となります。

次に、各章の主なポイントにつきまして、委員の皆様のご意見を反映させた部分をお示ししながら説明いたします。

2ページ「仙台市特別支援教育推進プラン2023の全体像」をご覧ください。前回の会議でいただいたご意見を踏まえ、この全体像を冊子の冒頭に配置いたしました。手にする方が、いち早く、本プランのキーワードに触れることができるので、より分かりやすくなるのではないかと考えました。

3ページ第1章では、「本プランの策定の趣旨と位置付け」について記載しております。前

回、「各計画の関連を図示したほうが良い」というご意見を頂戴しておりましたので、ページの中ほどに、「仙台市基本計画」「教育構想 2021」との関連を示しました。

4 ページ第 2 章では「障害のある子どもたちを取り巻く現状」について記載しております。四つ目の○の最後の段落に、「その他にも、令和 4 年 4 月には」といたしまして、前回、情報提供していただきました、いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関する内容を追記いたしました。6 ページの一覧表にもこの法令を追記しております。

ここで、本題を外れますが、5 ページにございます一番下の図につきましては、赤い点線の位置がずれております。本来は 0～2 年未満と 2 年以上 6 年未満の項目の下に引かれている線になります。今後修正を行います。

7 ページ第 3 章をご覧ください。ここから 10 ページ分は、プラン 2018 の振り返りとなります。第 3 章全体を通して、文言の整理を行いまして、できるだけ簡潔な表現にいたしました。

14 ページをお開きください。「4 テーマ『つなぐ』」の(3)「いじめの防止・不登校等予防への対応」の「課題・今後の展望」の部分につきましては、「関係機関とも連携を深める、とあるが関係機関とはどこを指すのか明示するとよい」というご意見をいただきました。今回の中間案では「関係機関」を「相談支援に関わる関係機関」と表現し直しまして、脚注 29 に、発達相談支援センター、自閉症児者相談センター、各区の障害者相談支援事業所等について記載いたしました。「相談支援に関わる関係機関」という言葉は他にも使用しております。28 ページをお開きください。施策 40 の一つ目の黒丸の部分です。後半の「また」以降に、一文を挿入いたしまして、各相談機関との連携を深めつつ、切れ目のない支援を実施することを記載いたしました。

17 ページ第 4 章では本プランの「基本方針」について記載しております。「2 基本的な考え方」の「(1) 四つの基本方針」につきましては、前回のご意見を受けまして、基本方針の考え方を説明することで、「ふかめる」「たかめる」「つくる」「つなぐ」の序列の仕方が、プラン 2018 と異なることを伝えています。

21 ページ第 5 章では「各施策及び具体的取組」について記載しております。

「A 児童生徒における相互理解の促進」の「2 交流及び共同学習の推進」の一つ目の黒丸では、前回のご意見を踏まえまして、障害のある当事者主体の障害理解教育を推進していくことを記載しております。また、複数の委員からご指摘のございました「一般に目に見えにくいとされる発達障害等に関する障害の理解啓発」についても触れております。

23 ページからは「基本方針 2 たかめる」について記載しております。

24 ページの施策 15 につきましては、前回の素案では「障害のある児童生徒の保護者への質の高い支援」という文言を使用しておりましたが、ご意見を参考に、「適切な支援」と改めております。

同じページの施策 17 ですが、「特別支援学校教諭免許状の保有率を高めること」については特別支援学校の教員に限らず全市的な課題であろうとのご指摘がございました。その他にも特別支援学校教員に限定しない方がよいと思われる項目がございましたので、この「たかめる」の施策につきましては、23 ページの緑の枠内でございますように、「D 教員の指導力・専門性の向上」では、対象者を五つに区分して整理しておりますが、そのうち、「D-2 特別支援学級担任・通級指導教室担当者」と「D-3 特別支援学校教員」においては、「主に」という言葉を付け加えました。このことにより、対象者を限定しすぎず、柔軟にとらえることができるようにいたしました。

27 ページをご覧ください。一番上の黒丸について、就学前の保護者支援に関するご指摘を参考にいたしまして、「入学ガイダンスの実施を通して、特別支援に関する保護者の理解を促進するとともに・・・」という表現を追加し、保護者支援のニュアンスを含めました。

施策 36 の一つ目の黒丸では、ご意見を参考に、小中学校と高等学校の通級による指導の取組状況の違いを表現するために、「高等学校での通級による指導」という表現を用いております。

28 ページからは「基本方針四つなぐ」について記載しております。前回、「個別の教育支援計画・指導計画がどのように活用されているのか検証・評価が必要」という旨のご意見をいただきました。それを踏まえまして、施策 39 の三つ目の黒丸の中で、「検証」と「課題を改善」という表現を加えております。

30 ページ第 6 章では、項目の 1 として本プランと「SDGs」との関連をこの部分に記載いたしました。なお、「目標 10」と「目標 16」のテキストが一部切れておりましたので後日修正いたします。

31 ページから 33 ページは資料編となります。

以上、簡単ではございますが、中間案の説明を終わります。ご協議の程、どうぞよろしくお願いたします。

(4) 協議

(議長)

それでは、協議に移ります。

第 3 回検討委員会での話し合いを受けまして、今回は事務局から、よりブラッシュアップされた形で、資料 2 の「仙台市特別支援教育推進プラン 2023（中間案）」が提示されておりますので、この資料をもとに検討すすめてまいります。資料については、事前に事務局から送付されておりましたので、委員の皆様はすでに目を通されているものとして進行させていただきます。

先ほどの説明にもありましたように、本日は、協議の時間をできるだけ確保できるように、「てにをは」や誤字、脱字についての軽微な修正につきましては、割愛させていただき、それらの点につきましては、改めてお気づきの点を事務局にお知らせいただきたいと思います

本日は、1 ページから最終ページまで、全体を通して、文章の表現や言い回し、内容についてご協議いただきます。基本的な進め方といたしましては、1 ページから順番に、各章ごとにご意見を頂戴いたします。ぜひ、様々な視点から忌憚のないご意見をお願いいたします。

それでは、まず 1 ページをお開きください。「目次」についてはいかがでしょうか。

(牛来委員)

第 2 章のタイトルです。「障害のある子を取り巻く環境と現状」の「害」の文字です。本来の漢字がないということで、長らく当て字として「害」の文字を使用して来た経緯があるかと思えます。他県では意識的に、「がい」と平仮名表記にしているところもあると聞いております。

本プランが 2023 年からの 5 年間のプランということを考えますと、この漢字表記のままで良いのかということ、これはプラン全体に関わることでもありますので、ご検討いただければと思います。

(事務局) 確かに、障害の「害」を平仮名表記にしているところも増えてきています。作成に当たっては、基本的に仙台市の「障害」の表記の取扱いに則って統一をし、現在はこのような表記になっております。仙台市で他に発行するものもある中で、このプランだけ平仮名表記にするかどうかについては今後検討させていただきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。事務局で検討していただくということでございます。その他、目次についてご意見はございませんか。

(各委員) (なし)

(議長) 次に2ページ「仙台市特別支援教育推進プラン2023の全体像」についてはいかがでしょうか。

(小岩委員) 2ページ「つなぐ」の部分で、「子どもを中心に置いた継続的な～」のところが「置いた」と漢字で表記されています。一方、後方17ページでは、「おいた」と平仮名で表記されています。私は、漢字表記だと、物を置くとイメージしてしまうため、平仮名表記の方が良いのではと思います。その他にも、2ページと17ページで、若干違いがありましたので、今後統一されていくのかなと思いました。併せてご検討いただければと思います。

3ページ「高める」の部分。「個別最適な学び」とは、文部科学省から出ている言葉だと思いますが、もう一つ、「協働的な学び」という言葉も出ており、これらを一体化させて進めていくということと理解しています。プランのどこかに、「協働的な学び」も入れ込んではどうだろうかと思っていました。ご検討をお願いします。

(議長) 全部で3点、ご意見がありました。事務局から何かあればお願いします。

(事務局) ありがとうございます。「置いて」については、前回までは平仮名で表記しており、今回から漢字に修正しております。辞書的な意味では、漢字が正しいとありました。一方、平仮名でも間違いではございません。今後検討し、より適切な表記になるようにしていきたいと思います。

図の微妙な違いについては、今後統一していきます。

「個別最適な学び」についてです。今回、この点に限らず、例えば、職場体験学習や就労体験学習という用語についても、両方の表記が見られ統一されていないところがありました。これらは、学習指導要領に出てくる文言で統一する予定でございます。今後、文部科学省から示されている文言をより正確に反映させながら、ご指摘のあった文言についても検討してまいります。

(議長) ありがとうございます。先ほど、誤字脱字等についてはこの場ではなく、後程事務局へお伝えすると確認しました。小岩委員のご指摘のように、漢字か平仮名か、といった表記等の検討については、読んだ時の印象や、読み手がそこにどれだけ意識を向けられるか等、とても重要なことだと思います。どんどんご指摘をいただければと思います。

三つ目のご指摘、個別最適な学びと協働的な学びについてですが、これは、この重要な文言が、今後扱われるかどうかという重要な部分です。これによって、例えば項立てに影響が出てくるといった場合には、今後、パブリックコメント等を経ていく中で、ご指摘のところ全てを盛り込むことは難しい場合もあるのでは

と思います。一方で、すでにある中間案の中に、文言として挿入することで整理できるのであれば、検討できるのではないかと思います。今回は、ご意見をたくさんいただきながら、今後の事務局の作業に反映していただければありがたいと思います。

2 ページについて、他にご意見があればお願いします。

(高橋委員) 図の完成が近づいてきたところで感じたのですが、「高める」の部分の子どもの絵がカラーになっていて、他のところではモノクロのシルエットになっているのは何か意図があるのでしょうか。

(事務局) 積極的な意味ではなく、モノクロのシルエットに変換が難しいという事情がございました。また、本人と他の子どもたちとを分ける意味で、カラーのまま使用していたこともあります。

プラン全体の色使いについても、今後検討が必要だと考えています。より効果的な色使いにしていくことと併せて、ご意見として頂戴したいと思います。

(高橋委員) 私としては、カラーの子どもたちの方に意識が向いてしまうイメージがあります。主人公がモノクロで周りがカラーというよりは、統一する方が良いのかと思います。とはいえ、子ども全てをカラーにすれば良いのかどうか…。多様な子どもたちを表現する際に、多様なカラーを採用する方法もあるのかとは思いますが、色が付くと様々なイメージが付いてしまうことも一方で考えなければいけないと思います。

(議長) ありがとうございます。他にご意見はないようなので、先に進みます。

次に 3 ページ「第 1 章 策定の趣旨と位置付け」についてはいかがでしょうか。

(各委員) (なし)

(議長) では、先に進みます。

次に、4～6 ページ「第 2 章 障害のある子どもたちを取り巻く現状」についてはいかがでしょうか。

(各委員) (なし)

(議長) では、先に進みます。

次に 7～16 ページ「第 3 章 プラン 2018 の取組状況と課題」についてはいかがでしょうか。現行プランの検証というところですがボリュームがございました。

(伊藤委員) 7 ページ「深める」の二つ目の○に当たる部分。「人権教育資料を活用した授業や各種体験プログラムの実施等を通して、児童生徒や教職員の障害理解や障害者理解を深めました。」とありますが、具体的にどのように深まったのかといったデータ等や事例はあるのでしょうか。あるならば、ここに盛り込めると良いと思います。

次に、7 ページ「ふかめる」の「課題・今後の展望」の二つ目「誰を対象として、どのような内容の理解促進を図っていくのか、対象と内容をより明確にした取組を進めていくことが必要です。」とあります。この課題・展望が、今回のプランに生かされていると良いと思います。

(事務局) 障害体験プログラム等を実施した際に各学校で児童生徒にアンケートを取っています。その中で、子どもたちが他者の視点に立って考えることや、障害者は

助けてあげる存在ではなく、元気をもらえる対等な存在であると感じた子どももおります。データではないですが、そのような文言も盛り込めたらと思います。

2点目のご指摘については、中間案の21ページにあるように、A、B、Cに分けたこと自体、対象を明確化したという捉えでおります。そのようにご理解いただければと思います。

(伊藤委員) 事務局の意図については理解しました。教育関係者がこのプランを読むと、対象の明確化などはすぐに理解できるのですが、本プランは市民に向けたものでもあるという視点でも検討いただければと思います。

今回提供した資料について説明させていただきます。障害理解に関する様々な資料を作成していると前回までにお話をいたしました。社会課で作成した資料の在庫についても、確認したところ、在庫有りということでした。社会課は主に、「人にやさしいまちづくり条例」について主管しています。児童生徒向けの教材があるということでご活用いただければと思います。もう一つは「ポッチャフェス」です。青葉通りを封鎖する社会実験の中で、実行委員を中心にポッチャフェスを実施する予定です。宣伝の方をよろしく願いいたします。

(議長) ありがとうございます。引き続き、3章についてご意見をお願いします。

(各委員) (なし)

(議長) では、次に進みます。

17～20ページ「第4章 基本方針」についてはいかがでしょうか。

(発生川委員) 1ページのところで伝えるべきでしたが、4章のタイトルが「基本方針」となっています。3章では、「プラン2018の取組状況と課題」とあり、それと対比させるということで、4章も「本プランの基本方針」と表記した方が良いと思いました。

(事務局) 他のプランを参考にした時に、目次のタイトルは極力シンプルになっているものが多く、本プランについても、「基本方針」とだけ表記いたしました。プランによっては「本プランの」と入れているものもございます。この点に関しては、今後、検討させていただきます。

ありがとうございます。事務局で検討させていただきます。

他にご意見はいかがでしょうか。

(牛来委員) 18ページ(3)「目指したい学校の姿」の部分です。2段落の構成になっており、「また」という接続詞が使われております。文脈から考えると、「また」という表現よりは「加えて」という表現の方が適切かと思います。学校全体というよりは、教員一人一人が取り組むという意味かと思います。また、2段落目の文章ですが、「社会モデル」についての表記が後述のものと統一されていないのではないのでしょうか。また、文章自体が冗長で分かりにくいかなと思います。23ページに同じような内容があり、そちらを読むと分かりやすいのです。文章についても、今一度、吟味をお願いしたいと思います。例えば、「子ども自身が合理的配慮の必要性を意思表示する」とは一体どういうことなのか等です。感想とはなりますがよろしく願いします。

(議長) このあたりに関して、何かお感じになった方はいらっしゃいますか。

(小岩委員) 17ページ「つなぐ」のところに、「学校、保護者、地域、関係機関、施策等を

つなぎ〜」という一文があります。18 ページのところには、育てたい子ども像、学校の姿、地域の姿があるのですが、家庭についてはありません。どのご家庭も、障害のある子を抱えて一生懸命やっているといます。なかなか難しい部分ではあると思うのですが、地域の姿の一部分でも良いので、家庭像についても入れ込んではどうでしょうか。

(議長) 荒委員、この点についてご意見をお聞かせ願いたいと思います。

(荒委員) 賛同します。保護者に限らず、兄弟姉妹については様々なところで話題に上がっているところですので、ご検討をお願いします。

保護者への支援については、これまでも検討されているところかと思えます。兄弟姉妹への支援については、今後更に進んでいくと良いと思います。

第4章について意見を申し上げます。「安全」という言葉に対してこだわりを持って読ませていただきました。第1回目の検討委員会でも、「安心・安全」について意見を申し上げたところです。今回のプランにも、「安心」という言葉が盛り込まれておりますが、「安全」はそのベースとなるものと思っています。(4)「目指したい地域の姿」の中で、学校を卒業した子どもたちは地域に戻っていくことになります。そうすると、その地域が安全でなければ、安心して生活することができない。4行目のところに、「安全」という言葉を挿入していただくと良いと思います。ご検討願います。

(議長) 小岩委員、荒委員よりご意見をいただきました。

一つは、家庭について、二つ目は安全についてというご指摘だと思います。事務局より何かあればお願いします。

(事務局) 今後検討したいと思います。小岩委員のご指摘の通り、家庭については事務局でも意識したところがございますが、「目指したい」となると少し難しいということで表現が弱まったところもございます。

「安全」に関しては、27ページの取組37番のところには盛り込んでいたところですが、基本方針の方にも盛り込めるかどうか、今一度検討していきたいと思えます。

(議長) ありがとうございます。

戻りまして、牛来委員から指摘のあった部分です。文章を読み直すと、一文が長いという国語的な整理だけでなく、使っている文言が難しいという、その2点で難しいところだと思いますが、ご検討いただければと思います。

(事務局) 構成については再度考えていきます。「子どもが自ら合理的配慮の必要性を意思表示することについては、文部科学省の有識者会議の中で、子ども自身が意思表示することが大切であるという考え方に触れておりましたので、このような文言を入れた次第です。

(牛来委員) 「目指したい地域の姿」の最後の一文ですが、「障害のある子どもを取り巻く地域に〜」といった表現がありますが、これは障害のある子どもに限ったことではないと思います。「障害者を取り巻く〜」等、全体ということが分かる表現にしてはいかがでしょうか。

(議長) このプランが視野に入れる対象については、前回までに確認してきたところかと思えます。決して、幼児児童生徒に限るのではないことは協議をしたと思いま

すが、なお、用語の使い方について検討をお願いいたします。

(委員長)

基本方針は骨格になる部分であり、ここを読むと全体像がつかめる大事な位置付けだと思います。18 ページ (3)「目指したい学校の姿」の部分ですが、小岩委員から指摘もあった通り、家庭と協働していきながら子どもの育ちを支える学校であってほしいと思います。学校としても地域と連携していくという内容があっても良いと思います。

合理的配慮を意思表示できるためには、子ども自身の自己理解、何が得意で何が苦手か、といった理解が進むことが重要な土台となります。このプランにどのような文言を入れるかの案は浮かんではいないのですが、将来の自立や社会参加を見据えて、子どもたちが自分のことを理解していく、といった内容が盛り込まれると良いと思います。

もう一つ、「障害の社会モデル」という考え方は非常に重要なところだと思います。学校だけの問題ではなく社会全体の問題だと思います。「障害」の表記を漢字にするか平仮名にするかという議論も先程ありましたが、障害を社会モデルとしてとらえた場合、「害」があるのは当事者ではなく、社会の側にバリアがあるのだという考え方なので、最近では、「害」を漢字で書く場合もあります。仙台市としての障害の捉え方を示す上でも、「障害の社会モデル」という考え方は大切だと思います。学校に関わる部分に限らず市全体にもつながる部分だと思いますので、取り上げてもらうと良いのかと思います。先生方一人ひとりにも、『障害の社会モデル』で考えれば、障害は個々の問題ではない。我々がバリアを下げていくことが大切だ」と意識してもらうことは重要だと思いますが、学校だけではなく、社会全体で取り組んでいくことが必要です。本プランの最初のところになるのかもしれませんが。

プラン 2018 からの話題ではあるのですが、「つなぐ」という文言よりは「つなげる」という言葉の方が積極的な意味合いを感じますがいかがでしょうか。誰かがつないでくれるのではなく、主体的に「つなげる」という意味で。

安全についても大切な観点です。安全は、客観的な視点であり、安心は、主観的で一人一人の捉え方になります。まずは、現実的な事実として安全があること、地域に安全があることはとても大切なことだと思います。

以上、所感にはなりますが、お伝えいたしました。

(議長)

委員長より、貴重な示唆をいただきました。

(伊藤委員)

今、委員長から「障害の社会モデル」のお話がありました。学校に限らず、地域にも「障害の社会モデル」の位置付けを明記してほしいなと思います。子どもたちがいる場所だけでなく、私たちがいる社会全体が「障害の社会モデル」の意識を持つことが大切かと思います。どの部分に位置付けるかの案は浮かばないのですが、ご検討いただければと思います。

(議長)

これから具体的なプランについて検討しますが、今の伊藤委員のご指摘の部分がどこかに盛り込めるのかもしれませんが、ご意見がありましたら都度お願いいたします。

委員長から指摘のあった、「つなぐ」と「つなげる」の違いについてです。この場で他の委員からご意見があればと思います。

(小岩委員) 「つなぐ」というと、誰かがやってくれると受け止めるのですが、「つなげる」というと、我々も関わっていくのかな、というイメージがあります。主観ではありますが。

(議長) 言葉のイメージは大切だと思います。

(高橋委員) 学校での課題を申し上げると、保護者が（子の）障害について理解した上で、学校と協働していけるケースは、将来を見通した支援を考えやすい。一方、我が子の発達特性について、これから障害の受容や理解を進めていくようなケースについては、支援が難しいなと感じることもあります。特に、小学校段階では、子どもも未分化なところが多く、目標は人それぞれです。中学校になると、進路に向かって目標を設定していくこともあると思いますが、小学校段階ではそういったことがないので、なんとなく日々を過ごしているものの、心配な点があるのですが、そこを保護者と共有できない、理解が得られない。そこで、家庭との連携について、本プランで触れた方が良いのではないかと思います。家庭と力を合わせて、学校はやっていくのだという視点があると良いです。

議論でたびたび出てくる自己理解や、いわゆる定型発達の子どもたちへの発達障害の障害理解が進むことが、今後のインクルーシブな共生社会にもつながっていくと思います。それをこの5年間で、発達障害のある子どもたちの自己理解を深めるとともに、周囲の子どもたちが目に見えない障害についても理解していくという取組があると良いと思います。

(議長) 学校と家庭の連携については、先程植木田委員長からもご指摘があったところです。事務局でもご検討お願いいたします。

(和委員) これを目にする人は誰か、と考えた時に、障害のある子を持つ保護者の方も、多く読んでいただけるのだと思います。保護者が目を通した時に、「仙台市では、こんな教育を受けられるのだ。うちの子でも大丈夫なのだ」と思えるものになると良いと思います。専門家の中では、すでに取組が進んでいるところがあるので周知のことかと思いますが、ターゲットになるのは市民の方、保護者の方になると思います。そこを意識した、分かりやすさや文言の整理ができるか良いのかと思います。

植木田委員長からご意見がありました「つなげる」という言葉ですが、他のキーワードとのテンポ感を考えても、「つなげる」の方が分かりやすいのかと思います。やはり大事なのは、分かりやすさ、読みやすさではないかと思います。

(議長) 基本方針についてはよろしいでしょうか。

それでは、第5章の検討を行います。この部分については、四つの基本方針ごとに、ご意見を伺います。

まず、21～22 ページ「基本方針1 ふかめる」についていかがでしょうか。

(伊藤委員) いくつか意見があります。

まず、A「児童生徒における相互理解の促進」の1「各教科等での理解促進」の部分です。仙台市全体の教材の横断的活用をしながら障害理解を進めていくという内容は盛り込めないでしょうか。2「交流及び共同学習の推進」について、一つ目の・の中断に、「発達障害や知的障害など、一般に目に見えにくいとされる障害～」とありますが、当事者からすると、目に見えにくいのはそれ以外にもたくさ

んあるかもしれません。表現として、より様々な障害のある方をイメージできるようにすると良いと思います。また、二つめの・に「既存の社会資源等に関する～」とありますが、この「既存」とあえて明記したのは何か理由があるのでしょうか。既存の社会資源の活用は前提として、新たなものを開発していくという視点が大切ではないでしょうか。教育行政も日々変化していく中で、新たな社会資源の開発もお願いしたいところです。

最後に、質問です。AとCの障害理解と、Bの障害理解は少し意味合いが違うように感じるのですがいかがでしょう。AやCは、「障害の社会モデル」等について子どもたちが共有したり、保護者や市民と共有したりすることだと思えます。一方、Bについては、教員が、児童生徒についてケース会を開き、支援を考える等、つまり、個について理解することと捉えられます。それが、障害理解なのだとしてしまうと少し意味合いが違ってくるのではないかと感じました。全般的に、障害理解となっていますがいかがでしょうか。

(議長) 4点ほどご指摘がありました。特に、最後の点については、事務局の考えがありましたらまずお願いします。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。

Bについては、教職員に特化した障害理解であり、教職員に関しては、まずは目の前にいる子どもたちの理解が第一にあるのではという考えに基づいております。また、教職員も市民の一人でありますので、そうして意味からはCの視点で障害理解を進めていくこともできるだろうという捉えでおります。

社会資源の開発についてはご指摘の通りであります。本プランの中では、そうした点につきましては、27ページの基本方針Ⅳ「つくる」のⅠ等で触れております。

(議長) その他、「ふかめる」についてご意見をお願いします。

(委員長) 伊藤委員のご指摘はごもっともかと思えます。これは、並び順の問題もあろうかと思えます。「ふかめる」ということで、どんどん掘り下げていくイメージにすると、まずは、市民や保護者の障害理解があり、次に、子どもたちの理解が進み、最後に教職員がより個に応じた理解を進めるということではいかがでしょうか。

(和委員) 冊子になると順序性をイメージしがちですが、私としては、三つは横並びの関係ではないかと思えます。順番があるわけではなく、どれも大切ということではないでしょうか。

(議長) 他にご意見はありますか。

(高橋委員) 27ページの32「就学支援体制の充実」の施策がありますが、22ページのAの中で、就学前の全保護者に対して、学習や学校生活に困難を抱えるお子さんに対しての支援について情報提供をする機会があると良いと思っています。現在は、各学校で、校長の考えによってそうした内容にあらかじめ触れているところです。保護者説明会の際に配付される資料は、アーチルから提供される「一人で悩まないで相談しましょう」というもののみで、学校で配布するかどうか判断しています。入学後、子どもの生活のしにくさ、学習の難しさについて話し合えよう、と保護者に提案すると、「特別支援学級に入れられる」と、面談を拒否される方もいらっしゃいます。特別支援教育は、個々の教育的ニーズに基づいて、合

理的配慮のもとに進めていきますから、安心して一緒に相談していきましょう、と伝える機会があれば、保護者も安心して相談に応じてもらえるのではないのでしょうか。そのために、保護者が安心して学校と相談関係を築けるように、できれば市として統一した資料や説明文等があると良いのではと思います。

(議長) 今のご指摘ですと、「ふかめる」に位置付けられるのかと思いましたが、こちらでも事務局でご検討いただければと思います。

では、次に進めます。

23～25 ページ「基本方針 2 たかめる」についてはいかがでしょうか。

(癸生川委員) 特別支援学校教諭の免許状についてです。以前、特別支援学級の教諭について免許状の取得を促進をとお話をした時に、D-3 に、「主に」という文言を含めることでそれを意味すると伺いました。今回、23 ページの 17 を見ますと、鶴谷特別支援学校において、と明記されているために「主に」とつける意味合いが薄れてしまったのではないかと思います。また、教員採用試験の中で、特別支援教育の免許状を持っていると加点されるようになりました。これは、仙台市教育委員会として、特別支援の免許状を持つべきだと考えているのか、特別支援学校や特別支援学級の教員の取得を促進すると考えているのかを確認したいと思います。

2 点目は、鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実の部分です。施策の D は、教員の指導力・専門性の向上となっており、D-2 の 13 や 16 では、教員個々の資質向上について述べられていると思います。一方、19 で述べられているのは、専門職の派遣等、鶴谷特別支援学校としての取組であり、26 にも同様のことが述べられています。特別支援学校の教員の資質向上とは少し違うと感じています。これについてご検討をいただければと思います。

(事務局) 免許状についてですが、確かに「主に」という書きぶり、特別支援学校という書きぶりについては検討させていただきたいと思います。

免許状については、特別支援学校や特別支援学級を担当する教員について取得率が高まることは、仙台市としても大切にしていますし、当該校の校長先生方にもお願いしているところです。鶴谷特別支援学校ですと、より専門性が高いという意味でこのような表現になったと思っています。ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

(議長) センター的機能として、学校として取り組んでいくことは間違いないと思うのですが、学校全体の取組なのか、教員一人一人の資質向上なのかということについては事務局で検討いただきたいと思います。

(荒委員) 15「障害のある児童生徒の保護者への適切な支援」のところ。「質の高い」という表現から、「適切な」という表現に変更されていると思いますが、保護者は、学校から説明を受ける際に「適切に支援しました」という一言で済まされてしまうことが多く、私自身としては、「適切な」とは何か、何をもち「適切」と言うのかを教えていただきたいと思います。

また、鶴谷特別支援学校で OT・PT・ST 派遣を行っている伺いました。娘に肢体不自由があるもので、こうした派遣を利用出来たらどれほど良かったかと思ったところです。子どもへ直接支援することは難しくても、研修の一環として、専門職からのアドバイスをもらえるのであれば、ここに位置付けられていても違

和感はないのかなと思いました。

(事務局) 「適切に」という表現は、子どもや保護者のニーズに応じた取組が行えている状況を指すものとして捉えております。

(議長) 「適切に」という文言の他に、より良い表現のアイデアなどあればお願いします。

(委員長) 難しいところだとは思いますが、一般的に、市民や保護者の立場からすると「適切に」という表現はやや冷たい印象を受けるかもしれません。平たく言うと、「思いに寄り添った支援」ということになろうかと思いますが、ポエム的にはなりませんでしょうか。思いや願いに添うだけでは難しい部分もあるかと思いますが。

(荒委員) こうした文言を残していただき、意図するところが分かれば良いと思います。ただ、「適切に」という言葉が良く使われるがゆえに、取り上げられずに流れてしまうことを心配したところです。ありがとうございました。

(小岩委員) 事務局の発言の中に、「子どもや保護者のニーズに応じて」とありましたが、保護者によっては、そのニーズを掴めていない場合も多くあるのではと思います。先ほど、高橋委員からのお話にもありましたが、発達障害の理解がなかったり、相談機関へつながることに抵抗があったり、今後の発達に期待を寄せて現在の様子を捉えきれなかったりと、なかなか相談関係を築きにくい方もいらっしゃいます。困っている保護者に対して、(支援を受けることは) 特別ではなく普通のこととして捉えられるような施策を加えていくことは必要ないでしょうか。「うちの子だけ特別にみられている」と思ってしまう、特別扱いしてほしくないと思う保護者はまだまだ多いです。これだけ多様性が大切ということが広まっている中でもなお難しいと思っています。子どもたちも「ここは得意、ここは苦手」と分かってくると、より良い人生を送れると思うのですがいかがでしょうか。

(高橋委員) D-2では、13から順に、13習熟→14向上→16充実といった言葉を用いて、教員の資質向上を目指すことは理解できますが、15だけ「障害のある児童生徒の保護者への適切な支援」で文章が終わっています。保護者への支援ができるように何をするのが施策なのではないでしょうか。適宜ニーズに応じた支援ができるようにするのか、寄り添った支援ができるようにするのかという施策になると、より整理がなされるのではないのでしょうか。

(議長) 鋭い指摘でした。「たかめる」の項目に残して書きぶりを変えるのか、別の項目に移すのかといった検討も必要になるかと思いますが。

時間も迫ってまいりました。あと二つの基本方針について議論が必要です。時間をお許しいただけるなら、少し延長も考えたいと思います。残り二つの方針を合わせて議論していきたいと思います。ご意見をお願いいたします。

(伊藤委員) 質問です。27ページの38 新たな課題が生じて、実際に検討した事例があれば教えていただきたいと思います。

(事務局) 直近の例では、医療的ケア児に対する法律が昨年度施行されました。仙台市ではこれまでも対応してきたところではありますが、法律の施行を受けて、更に充実させていかなければいけないと考え、具体的な取組について他都市の状況も踏まえて新たな施策を展開していけるように検討進めているところです。

平成30年頃には放課後デイサービスとの連携の重要性が示されたところで、

アーチルや健康福祉局、子供未来局等の関係部局で、どのような連携が可能かを検討してきた経過もございます。

(議長) 門田委員から何かございませんか。

(門田委員) 表現について一つと、質問が一つあります。

まず、表現については、「障害の重い、軽い」というところです。24 ページの 19 に「障害の重い」という表現があります。また、29 ページの 43 に「障害の軽重にかかわらず」という表現があります。「知的に遅れがある・ない」等、あまり吟味せず使う場合もあるのですが気を付けたいところです。保護者によっては、「うちの子は重いのか?」と感じてしまうこともあります。他でどのような表現が使われているのかを調べたわけではないのですが、どのような表現が良いのか今一度ご検討いただければと思います。

これまでの議論の中で質問がありました。立場上、保護者とのつながりが多くあり、これまでの議論でもお伝えしてきました。今回も、保護者との連携やつながりについてたくさん意見が出されたと思い、とても良いことだと思います。一方で、その難しさも感じているところです。学校としては、家庭には踏み込めない、限界があるのは理解するのですが、家庭のことは福祉に委ねられるところもあるように感じています。その中で、どのような連携ができるのか、先生方どのように感じているのかをお聞きしたいと思っています。家庭にも介入していきこうという雰囲気があるのか、それはまだ難しいのか…。次期プランに明記されると、連携は取りやすくなると思うのですが、先生方の実際の声を聞いてみたいという気持ちがあります。

(議長) 高橋委員、何か思いがおありかと思いますが、いかがでしょうか。

(高橋委員) 学校が一番大切にしたいのは、子ども本人です。子どもを中心に考えることはいくらでもしたいと思っています。一方で、問題の中心が家庭にある場合、門田委員からのご指摘だと「学校は立ち入れない」という表現になるのかと思います。学校での過ごしを考えた時に、学校生活しやすくする、学習しやすくするという範囲の中で保護者と一緒に考える、その中で、保護者の理解がなかなか難しい場合にはサポートしていきたいと思っています。感覚の話で申し訳ないのですが。

(議長) 障害の軽重についてはいかがでしょうか。出典などがあればお知らせください。

(事務局) 例えば、24 ページの 19 でイメージしていたのは、特別支援学校は中度・重度のお子さんが対象となっております。しかし、インクルーシブの考えが進んでおり、地域の学校を選択する方もいらっしゃいます。その場合、特別支援学校のノウハウを生かしながら、地域の学校での生活を考えていくという意味で使用しました。また、29 ページの表現につきましては、ご指摘を受けて改めて読み返しますと、あえて入れなくても良いのかとも思いました。主管課として「障害が軽くても、重くても進めていく」という決意表明の意味もあったと思いますが、市民の方が読むにあたっては再度検討が必要かと思えます。

(伊藤委員) 障害の軽重については、医学的モデルに基づいていると思います。自分も自己紹介をする際に、「医学的な障害」と前置きして話す場合もあります。特に今は

「障害の社会モデル」について話す機会が多いため、整理して話すようにしています。医学的な障害としては〇〇だけど、「障害の社会モデル」として様々な設備が整備されて、相対的にはスムーズに生活できるという伝え方になります。医学モデルと社会モデルについては、コラムとして掲載する等すると、市民の方々の理解も進むのではないかと思います。

(議長) 事務局の苦勞も汲んだご意見ありがとうございます。

ここまでを通して、ご意見あればお願いします。

(委員長) 最後に、本プランとは少し離れてしまうのかもしれませんが、今、教員養成大学で仕事をしており、危機感を感じています。入試の際に、志願者が減少しています。宮城県に限らず、東北全体で志願者が減少しています。メディアで取り上げられる学校現場のブラックな側面を、若い人たちが敬遠しているのではと思います。経済が不安定な中、教員は魅力的な仕事でもあると思うのですが、職場としての学校の魅力が低下しているのかと感じています。5年後10年後の子どもたちの成長を保障する土台がなくなってしまうことにつながります。「つくる」の項目のあたりに、学校の先生方を応援するような文言を入れることはできないでしょうか。現場の第一線で活躍される先生方を励ますような、市民の方にも、先生方の頑張りが伝わるようなプランになると良いのではと思います。

(議長) 最後に、委員長から励ましの言葉をいただきました。

時間となりましたので、以上で終了といたします。事務局へお返しします。

4 閉会（進行）

(1) 事務連絡

皆様、お疲れ様でございました。

事務局から3点連絡がございます。

1点目です。今後のスケジュールですが、次回、第5回検討委員会は、12月22日（木）午後3時から、この上杉分庁舎2階の第3会議室での開催を予定してございます。開催のご案内につきましては、お手元の封筒に入れておりますのでご確認ください。

2点目です。今回ご協議いただきました推進プラン2023(中間案)は、今後修正を行ったのち、パブリックコメントを実施したいと考えておりますので、委員の皆様もお知りおきください。日程や広報の仕方等は現在調整中でございます。

最後に、今回の会議につきまして、追加の意見等がございましたら、同封した用紙又は任意の様式でお知らせください。会議の中でいただいたご意見と同様、今後のプラン策定の参考にさせていただきます。

それでは、閉会にあたり、秋山特別支援教育課長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 閉会の挨拶（秋山一郎特別支援教育課長）

本日も熱心な議論をありがとうございました。

部長より、仙台育英学園の話題がありましたが、当課では、8月1日から5日で、次年度就学予定の特別支援学校や特別支援学級を検討している保護者への教育相談会を実施しました。この時点で、申し込みが400件を超えておりました。昨年度、別の会議の中で、同時期の申込が300件を超えたという話をしましたが、年々増えているところでございます。ここ10年程

で変化を感じたのは、両親で相談会に参加する家庭が増えたということです。とても良いことだと感じております。申し込みが増えた要因としては、特別支援教育に対する理解が進み、学校と連携して、子どもが元気に学校に通ってほしいということ、特別支援教育に対する期待が大きいこと等があると考えられます。そうした意味でも、今後5年間の方向性を示すこのプランについて、皆様に忌憚のないご意見を頂戴できたことは、仙台市の特別支援教育にとってありがたいと感じております。いただいたご意見については、再度事務局で検討していくところではありますが、大変さを感じつつも楽しみながら練り上げていきたいと思っております。また、議会や教育委員会での説明も経て、再度皆様にもお示しし、次回は12月や1月に、経過をご報告できればと思います。本日はありがとうございました。

